

改正

平成19年6月29日規則第62号

平成22年3月11日規則第5号

令和元年9月20日規則第10号

西東京市技能功労者表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、永年にわたり同一職業に従事し、技能及び技術の練磨並びに後進の指導育成に当たるとともに、産業の振興に顕著な功績を修めた者を表彰することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たしている者を技能功労者として、この規則の定めるところによる表彰（以下「技能功労者表彰」という。）を行う。

- (1) 主として、市内において別表に定める職種に従事している者
- (2) 表彰日現在において、5年以上継続して市内に居住している者
- (3) 技能者として経験年数30年以上の者で、表彰日現在において満60歳以上のもの
- (4) 優れた技能を持ち、徳行が著しく、後進の模範となっている者

(被表彰者の決定)

第3条 市長は、前条に規定するそれぞれの職種の技能者をもって構成する団体（以下「技能職団体」という。）の推薦に基づき、次条に規定する西東京市技能功労者選考委員会の議を経て被表彰者を決定する。

2 技能職団体は、前条に規定する表彰の要件を満たす者がいるときは、市長に西東京市技能功労者推薦書（別記様式）を提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、団体を組織していない職種の技能者については、他の技能職団体又は技能職団体以外の団体若しくは個人の推薦に基づき、次条に規定する西東京市技能功労者選考委員会の議を経て被表彰者を決定できるものとする。

(技能功労者選考委員会)

第4条 被表彰者の選考の適正を期するため、西東京市技能功労者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 企画部長
- (4) 生活文化スポーツ部長

3 選考委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、所管の副市長の職にある者とする。

4 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

7 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

8 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の技能功労者表彰に関する議事に加わることができない。ただし、選考委員会の同意を得たときは、この限りでない。

9 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 委員長は、決定された事項について、その概要を市長に報告するものとする。

(欠格事項)

第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、技能功労者表彰を受けることができない。

- (1) この規則により、既に同一の事績で技能功労者表彰を受けた者
- (2) 破産手続開始の決定を受け復権しない者

- (3) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅があった者を除く。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者（表彰）

第6条 市長は、被表彰者に対し、表彰状及び記念品を贈呈する。

2 技能功労者表彰は、毎年市長が定める日に行う。

3 被表彰者が技能功労者表彰を受ける前に死亡した場合は、その遺族に表彰状及び記念品を贈呈する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の西東京市技能功労者表彰規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成19年度中に行う新規則第2条に規定する技能功労者表彰から適用する。

附 則（平成19年6月29日規則第62号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月20日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

- | | |
|----|-----------|
| 1 | 洋裁師 |
| 2 | 和裁師 |
| 3 | 調理師 |
| 4 | 製菓技術職 |
| 5 | 豆腐職 |
| 6 | とび職 |
| 7 | 大工 |
| 8 | 配管工 |
| 9 | 左官 |
| 10 | 屋根職 |
| 11 | 板金工 |
| 12 | かじ職 |
| 13 | 石工 |
| 14 | ブロック工 |
| 15 | タイル及びれんが工 |
| 16 | 電気工事士 |
| 17 | 畳職 |
| 18 | 建具職 |
| 19 | 桶職 |
| 20 | 竹細工職 |
| 21 | 塗装工 |
| 22 | 造園工及び植木職 |
| 23 | 表具師 |
| 24 | 時計修理技術者 |

- 25 あん摩マッサージ師、指圧師、はり師及びきゅう師
- 26 美容師
- 27 理容師
- 28 クリーニング職
- 29 写真師
- 30 農業従事者
- 31 その他市長が適当と認めた職